

第6回一定の病気等に係る運転免許制度の在り方に関する有識者
検討会議事概要

1 日時

平成24年10月16日（火） 午後4時から午後6時10分までの間

2 場所

警察庁第1会議室

3 議事概要

(1) 事務局説明

(2) 一定の病気等に係る運転免許制度の在り方に関する提言案の検討について
事務局より資料説明

- ・ 一定の病気等に係る関係学会等に対するヒアリング実施結果

質疑応答

委員： 日本アルコール関連問題学会は医師からの通報について反対ということだが、任意の通報についても反対という意見なのか。

事務局： そのように伺っている。

委員： 日本アルコール関連問題学会の意見の中に「制度を知らない医師が多い」とあるが、これは（自身の病状に関して）申告をしなければならない制度のことか。

事務局： そのとおりである。

委員： 医師が申告制度を知らないということに驚いた。制度について医師に対して周知する機会はなかったのか。

事務局： 鹿沼の事故があった翌月の平成23年5月に、日本てんかん協会、日本てんかん学会のみならず日本医師会に対しても働きかけを行い、医師会を通じて、病状を申告するよう患者に促すことを医師に対して依頼している。

委員： 鹿沼の事故から1年半経った今でも、知られていないという回答がある。一般の医師には制度は知られていないのか、1年半かけても医師に周知が届かないところがあるということか。

事務局： 事務局としても驚いているところである。今後も周知・啓発に努めていかなければならない。

委員： 全ての医師が知っているとは思えない。日本医師会の医師の加入率は50%を切っていると思う。学会への加入は全て任意であり、周知を徹底するというのは難しい。学会の数も多く、この検討会が始まってからその対象となる病気の種類の多さを知った。今後、どのように制度を周知するかという点も課題である。

提言案に関する審議

・ 「はじめに」関係

委員： 自分たちが行ってきた検討についてであるから、第4段落の「幅広い検討」の「幅広い」や、第5段落の「鋭意検討」の「鋭意」を削除してはどうか。また、第6段落においては「取得することができない」と書くか、「取得することがない」と書くかでニュアンスが変わると思うが、いかがか。「できない」と表現が強すぎると感じる。

委員： この検討会が設けられた事故の経緯を考えると、「できない」と強い表現の方が適切と考える。

委員： 「できない」とすると抑え込むイメージになりかねない。そのような結果とならないようにという趣旨で「取得することがない」と書いた方が、幅広く対象を押しえられるのでは

ないか、という印象を持った。

委員： 私も、その意見に賛成である。

- ・ 「第1 序論」及び「第2 関係団体からのヒアリングの実施状況」
関係

委員から特段の指摘なし。

- ・ 「第3 一定の症状を有する者を的確に把握するための方策について」関係

「1 症状等の虚偽申告に対する罰則の整備について」関係

委員： 罰則規定を設けて自己申告をしないことが悪いことであるとはっきりさせるのが感銘力（抑止力）であるが、中には正直に申告する人もいることから適正に申告したことがきちんと評価されるべきという点にも触れるのが良いと考える。例えば、「(3)運転免許制度の見直しの方向性」の第2段落の「罰則の対象とする制度改正を行い」に続けて「適正に申告している人との公平を図り」等の表現を入れてはどうか。また、罰則の感銘力（抑止力）を発揮するために十分な周知が必要とあるが、罰則だけでなく適正に申告することのメリットも示した方が良いのではないか。

委員： 「公平を図り」とはどういう意味か。

委員： 正直に申告した者についてはそのことをきちんと評価するという趣旨である。これまでのような黙っていても損はない、正直に申告することが損になるという制度ではなくなるということ。

委員： 「故意に虚偽の申告」とあるが、「虚偽」は「故意に」という意味を含むため、「故意に」は必要ないのではないか。先ほどのメリットについて書くべきとの意見は、国民に制度を浸透させる上で重要であると思う。

委員： 病気の中には本人が認識できないものがあるということ

踏まえて、あえて入れている。

委員： 本文を読めば、故意でなければ罰せられないのは分かるはず。あえて書く必要はあるのか。

委員： 処罰する上で故意があることが前提となるのが原則だが、ヒアリングの意見の中で、本人が認識できないものもあるということから、誤解を避けるために表現を丁寧にしたものと考えることができる。

事務局： 事務局としても、まさにそのような考えである。ヒアリングの際、結果的に事実と異なる申告をすると罰則の対象となるのではないかとの誤解が関係学会にあることが分かった。提言の内容を読めば分かるのだが、結論のみを見ることもあるので、「故意に」を入れている。

委員： 故意がない人というのは、例えば、一度も受診したことがない人を想定しているのか。自分が病気であると全く思っていない人なら、虚偽に当たらないのは当然である。文章として不自然であるため、何のために書かれているのか、逆に疑われかねない。どのような状況を想定しているのか。

委員： 認知症は、受診したこと自体を忘れる病気である。しかも、認知症と診断されると制度上は例外なく免許を取り消されるので、とりわけ関係団体の反発が強い。他にも、てんかん、うつ病、統合失調症など発症しても病名を伝えてないこともある病気については、そのことについて自覚がない場合もある。また、再発性失神について、再発性失神という病名で認識していない場合も多いだろう。日本では患者に病名を告げないのはよくあることである。

委員： 本来であれば免許を持つことができない認知症の患者が、故意ではないけれども事実と異なる申告をしたとして、具体的にはどのような状況でそのことが分かるのか。

事務局： 75歳以上の場合、免許証の更新に先だって認知機能検査を行う。そこで認知症が疑われる第1分類に分類された方が、

一定の違反等をした場合、必要的に臨時適性検査を受けなければならない。その他にも、取締りや交通事故等の現場において、認知症の疑いがある者を把握した場合に、臨時適性検査をすることもある。このような臨時適性検査の診断で、認知症が判明する場合があるだろう。

委員： こだわるわけではないが、文章として不自然なところがあると、誤解が生じるのではないかと懸念している。

「2 自己申告以外の把握方法について」関係

委員： 「(2)各委員から出された主な意見」の中で、届出を義務付けることについて、「現場の混乱を招くことになり、国民の納得も得られないのではないか」との意見が記載されているが、多数の国民の署名を受けてこの検討会が開催されていることを踏まえれば、国民の納得は得られるものと考えべきではないか。そこで、この部分を「現場の混乱を招くのではないか」というような表現に変えるべきではないか。

また、同じ意見中に「過剰にならないよう」との表現があるが、この表現は「遺族が過剰に感情的になることのないよう」という意味にも解され得るものと思われるが、遺族の気持ちを考えれば適切な表現ではないため、表現を変更すべきではないか。

さらに、結論部分については、「危険性が高い」を「危険性がある」というように変更すべきではないか。これまでの議論の中で危険性が高いか低いかの判断は難しいという話があったと思うが、この表現では、危険性を認識していた医師が「危険性が高い」とは判断できなかったから届出をしなかったという状況が生まれてしまう懸念がある。

委員： 「(2)各委員から出された主な意見」は、各委員が確認した議事概要を記載したものであるから、本人による修正がない限りは、そのまま記載すべきものではないか。

委員：このような発言があったという事実を示すものであり、それが発言者本人の意思であれば、尊重するべきであろう。ただ、この点については事務局から本人の意思を確認することにすれば良いのではないか。

事務局：これは本日欠席の委員の発言であり、直ちに意思を確認することは難しいかもしれない。

なお、指摘のあった「過剰にならないよう」というのは、「国民負担が過剰にならないよう」との趣旨ではないかと推察される。

委員：議事概要については各委員が責任を持って確認した上で公表しているものであるから、原則としては、現状のままにするべきであろうが、発言者本人の意思が確認できるのであればそれが最良であるから、可能な限り確認するよう努めるとともに、この議論の経緯を今回の議事概要に記録することとしたい。

委員：指摘があった「危険性が高い」という表現は、「通常の運転者よりも危険性が高い」という意味なのではないか。そうであれば、「危険性がある」という表現では、本来の趣旨と異なる意味合いが生まれてしまう。「危険性が高い」という表現でも仕方がないのではないか。

委員：「危険性が高い」という表現は、どのような趣旨で記載されているのか。

事務局：対象が広がりすぎることはないようにという趣旨である。

委員：危険性が高い人を見分けるのは難しいという議論がある一方で、危険性が「高い」という抽象的な条件が置かれているという印象を受ける。ただ、ガイドラインに関する議論もあるので、ガイドラインに則って「危険性が高い」と判断される者について届け出ることにするということであれば、この表現でも良いのではないか。

委員：危険性が高いか否かの判断は確かに難しい。ただ、他方で、

病気によっては発作の頻度で危険性を判断して、一定以上の危険性の者には免許を与えないことになっている。やはり「危険性が高い」という表現を使わないと、何を表しているのかわからなくなってしまう。

委員： ガイドラインが作られるのであれば、それに従って届出の対象を判断できるため、「危険性が高い」ことを条件にする必要はないのではないかと。ただ、他の委員の意見もあるので、判断は座長にお任せしたい。

委員： 外国の規定を見ても様々な表現がある。危険性が高いかどうかというよりは、実際に法律の条文を作るときの表現の問題になるのではないかと。

委員： 「安全運転の持続が困難」という表現であれば、通常の運転者よりも危険性が高いという意味になると思うが、いかがだろうか。

事務局： 道路交通法第90条第1項第1号八に「自動車等の安全な運転に支障を及ぼすおそれがある病気」という表現がある。委員のご指摘の趣旨を踏まえれば、このような表現を使うことも考えられる。

委員： 文言については、事務局が示したような工夫をしてとりまとめるということとしたい。

- ・ 「第4 一定の症状の申告を行いやすい環境の整備法策について」及び「第5 病状が判明するまでの間における運転免許の取扱いについて」関係

委員から特段の指摘なし。

- ・ 「第6 その他」関係
 - 「1 交通事故情報管理システムの整備」関係委員から特段の指摘なし。

「2 申請時における医師の診断書の提出義務付けの是非」関係

委員： 「2 申請時における医師の診断書の提出義務付けの是非」の「(3)今後の方向性」について、結論部分では「不適當」、本文では「困難」という言葉が使われているが、いずれかに揃えた方が良いのではないか。どちらかと言えば「困難」が良いと思う。

委員： 同意見である。「不適當」では、今後も導入できないというニュアンスになる。医師の体制等の実情を踏まえれば導入は難しかった、という状況であるため、「困難」を使うのが良い。

委員： 実際に、一人の医師によって全ての病気について専門的な診断を下すことは難しいのだから「不適當」とするべきである。将来可能になるとも考えづらい。「困難」とするべきという趣旨は分かるが、ここは「現時点では不適當」という表現ではどうか。

事務局： 提言案の趣旨としては、「困難であることから不適當」という考え方である。

委員： この検討会が導き出した結論であるのだから、「不適當」のみで良いのではないか。

委員： 諸外国では診断書の添付を義務化している国もあるものの、現在の国内の状況を踏まえればハードルが高いという視点から、「困難」が良いのではないか。

委員： 「困難」が良いという意見も「不適當」が良いという意見もあるため、ここは保留として議論を次に進めたい。

「3 制度運用上の改善事項について」関係

委員： 一定の病気関係の運転免許制度を知らない医師がいる、医学部で教育されることもないということでは、制度を創設しても十分に運用できない。どの医師にも、一定の病気等に該当する患者が診断を受けに来る可能性がある。学会に周知を

呼びかけるだけでなく、医師全員に運転免許制度を知っておいてもらわなくてはいけない旨を盛り込むべきである。

委員： 学生の中に学ぶべき内容なのか、卒後教育として学ぶべきかという問題がある。学生に学ばせるのであれば、文科省が5年ごとに改定するコアカリキュラムに入れる必要がある。卒後教育とするのであれば、全ての医師に学ばせるようなシステムは現状では存在しないため、任意に加入している学会を通じて行うしかないだろう。

委員： どのタイミングで教えるべきかは別にして、何らかの形で、一定の病気等に係る運転免許制度について医師への周知を行う必要があることを明らかにしたい。制度を知らないというのは問題である。

委員： 医療関係者は、患者について力を尽くして治療すること、患者を社会復帰させることが仕事の柱であるため、社会での患者の活動による被害や、その被害を受けた者の苦情を受け止めるという発想が欠けている部分があるだろう。被害者のことを考えるという発想を、学生への教育や卒後教育に取り入れる必要がある。

委員： ガイドラインをどこが作るかという問題もあるが、そのような周知は、運転免許制度に関する内容をガイドラインに盛り込むことで行うしかないのではないか。

委員： 議論となっているような内容、例えば医学教育を「制度運用上の改善事項」と整理するのは難しいのではないか。「おわりに」を工夫してその考え方を盛り込むことではどうか。若しくは、「制度運用上の改善事項について」の部分について、委員の意見を載せることとすることでこの議論を紹介するのはいかがか。

委員： (2)の日本医師会等への協力要請に関する項目のタイトルを、「医師への協力要請」というように医師会に限定せず、書くことにすれば、医師全体の話とすることができるので

はないか。その上で、本文中に周知に関する文言を入れてはどうか。

委員： この項目については、タイトルと本文を修正して、医師に対する一定の病気等に係る運転免許制度の周知が必要であることを記載する方向で工夫することとしたい。

・ 「おわりに」関係

委員： 本検討会は、鹿沼の事故による被害者のご遺族の署名活動を受けて検討を始め、最終的には現実的な制度の見直しを提言することになったが、どちらかと言えば患者の人権に配慮したものになっていることに懸念を感じている。制度の見直しの本来の趣旨は、被害者も加害者も生まないことである。しかし、完璧な制度にするには国民全体での認識を深めるなど課題が多く、このような現状下での検討であったことを委員として明記したいと思い、私案を作成した。他の委員の方々も、これをたたき台として、ご自身の思いを込めていただきたい。

委員： その指摘を踏まえて、提言案の「おわりに」について、提言している制度は有効ではあるが完全ではないこと、国のみならず地方自治体、民間事業者等が一丸となって取り組むべき課題であること、再びかけがえのない命が失われることがないように今後も不断の見直しを行うべきことを記述する形で修正することとしたいが、いかがだろうか。

委員： この検討会は、被害者の気持ちを受け止める検討会であってほしいと考えていたが、最終的には、患者の人権を重視しつつまとまることになったという印象である。制度が社会へ浸透するよう、今後の方向性として、一定の病気等に該当する者に直接関わる関係機関・団体の協力が必要であることを盛り込んでもらいたい。

委員： 様々な意見がある以上、歩み寄れるところで提言をまとめ

るしかないが、その方向性は、憲法の理念のとおり、人権を中心として考えるべきである。

委員： 検討会の全体のトーンとしては、人権の尊重に立ったものであったという印象である。「おわりに」については、ご提案の修正案に賛成である。

委員： 「おわりに」については、同じく賛成である。なお、周知の問題については、罰則の関係でも、患者の家族の関係でも、患者の職場の関係でも触れられているが、この際、広く周知する必要があることを包括的に書いても良いのではないか。

座長とりまとめ

提言における詳細な文言の判断については、座長に一任された。

(3) 局長挨拶